平成２６年５月２９日
令和４年２月２５日改定

大竹市いじめ防止基本方針

１　策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「大竹市いじめ防止基本方針」を定め、国・県・学校・家庭・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

２　いじめの定義

いじめを、いじめ防止対策推進法第２条に基づき、つぎのとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様を、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」の項目に基づき、つぎのとおり定義する。

- ○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○　仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○　金品をたかられる
- ○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

※　個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

※　いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応することが必要である。

３　いじめ防止に対する基本的な考え方

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、あらゆる教育活動をとおして全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、いじめを生まない人間関係やコミュニケーション力を身に付けさせるなど、未然防止のための取組を推進する。

加えて、全ての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを行うとともに、いじめの早期発見・早期対応に取り組み、組織的に対応する。

また、各校や関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築するとともに、学校関係者、ＰＴＡ及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で子供の健やかな成長を支え、見守り育てる。

４　いじめの防止等に関する組織体制

（１）いじめの防止等に係る組織

　いじめの問題に係る関係機関との連携を図り、いじめの現状や対応策に関する情報を共有し、今後の方針や方向性を示唆するための組織として「大竹市いじめ防止対策委員会」を設置する。
　なお、この委員会の委員は次のとおりとし、年２回の開催を原則とする。ただし、必要に応じて関係者の参加を可能とする。

大竹市いじめ防止対策委員会

大竹市教育委員会教育長	大竹市ＰＴＡ連合会会長
大竹市小学校長会会長	大竹市民生委員児童委員協議会会長
大竹市中学校長会会長	大竹警察署長
大竹市福祉事務所長	大学教授

（２）いじめの防止等に関する体制

①　いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。
②　いじめの問題等について、児童生徒及び保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、大竹市こども相談室等、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
③　保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
④　インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

５　いじめの防止等に関する役割

市及び市教育委員会の役割

（１）未然防止

　学校や家庭・地域において、生命の尊さ、思いやりの大切さなど、生命や心の教育の推進に努めるとともに、いじめの防止を図るための具体的な施策を積極的に展開していく。

①　児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、一人一人を大切にし、みんなと共に高まりあう授業を展開できるよう、日常の教育活動の充実を図るための指導助言を行う。
②　教職員と児童生徒との信頼関係の構築、児童生徒同士の好ましい人間関係の育成、インターネットやＩＣＴ機器を介したいじめの防止、情報モラルに関する指導などに係る教職員に対する研修等の充実に努める。
③　教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、学校運営の改善を支援する。
④　善悪の判断や規律ある行動など人間として望ましい生き方を身に付けさせるため、家庭や地域の在り方などに関する研修会の実施に努めるとともに、教育に関する研修機会の拡充や広報活動の充実に努める。
⑤　市の広報誌やホームページなどを通して、「大竹市いじめ防止基本方針」やいじめ防止に関する学校等の取組などを掲載し、市民への啓発活動や周知を図る。

（２）早期発見・早期対応等

　いじめの予防及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめの加害者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化など、必要な体制の整備に努める。

①　早期発見、早期対応のために、すべての学校で、教育相談やいじめアンケートの実施を義務づけ、その結果や対応等の報告を求める。

② 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検し、指導・助言する。
③ いじめが発生した場合、学校による報告をもとに必要な調査等を行い、関係機関との連携等いじめの解決に向けた適切な対応を行うとともに、必要に応じて指導主事を派遣する等の支援を行う。

学校の役割

「学校いじめ防止基本方針」を定め、校長のリーダーシップのもと、学校の実情に応じて組織的・機能的に取組を推進する。

（１）未然防止

あらゆる教育活動を通じ、いじめの防止のための取組を推進し、児童生徒一人一人が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

① 校内研修等をとおして、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう教職員の指導力を高める。
② 学校全体で授業改善の取組を進め、授業の中で児童生徒一人一人の存在感を持たせるとともに、お互いが支え合い、学び合うような人間関係の構築を図る。
③ 道徳科を中心に、思いやりや生命尊重、協調性といった道徳的実践力が高まるような心の教育の推進を図るとともに、いじめの問題を考え議論させ、その中でいじめが重大な人権侵害に当たることや、刑事罰の対象となりうること、損害賠償責任が発生しうることについても指導していく。
④ 児童会・生徒会活動の充実を通して、主体的に集団生活や社会生活を円滑に進めていくことができる資質や能力を培い、いじめ防止への意識の高揚を図る。
⑤ いじめのない学級づくり、学校づくりが推進できるように、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら学校教育活動に取り組む。
⑥ 児童生徒のインターネット等を介したいじめへの関与や、トラブルの発生を防止するため、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを利用する際の情報モラル教育や研修会等を実施し啓発を行う。

（２）早期発見・早期対応

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうること、また、いじめは決して許されることではないことを強く意識しながら、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。

① 相談窓口を明示し、個別の面談を実施したり、児童生徒に対して定期的なアンケートを行ったりして、いじめの早期発見に努め、積極的に認知する。
② 児童生徒の状況について、特定の教職員で問題を抱え込むことはせず、定期的に情報連携や事例検討会を実施し、児童生徒一人一人の状況の把握に努め、組織的で機能的な対応を行う。
③ いじめの疑いがある場合には、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、学校としての方向性を定め、正確な事実確認、関係児童生徒への対応や指導、保護者や他の関係機関との連携を迅速かつ適切に行う。
④ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。この対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力や他の関係機関との連携の下で取り組む。

６ 重大事態への対応

（１）重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第２８条）

１ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ２ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）重大事態発生時の対処

学校

①　学校は、直ちに市教育委員会に報告する。
②　学校は、市教育委員会の指導のもと、アンケート調査や個別面談など適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。
③　学校は、関係機関との連携の上、保護者や地域に対して正確な事実や取組の経緯等について、説明会を実施する。

市教育委員会等

①　市教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けたことを直ちに市長及び県教育委員会に報告する。
②　市教育委員会は、学校の調査に際し、必要な指導及び支援を行う。
③　市教育委員会は、当該事態に係る学校からの調査内容を直ちに市長及び県教育委員会に報告する。
④　市教育委員会は、学校が行う調査結果が十分でないと判断する場合、また必要と判断される場合は、大竹市いじめ問題調査委員会へ調査の依頼をする。
⑤　大竹市いじめ問題調査委員会は、４（１）で定める大竹市いじめ防止対策委員会から，市教育委員会教育長及び大竹警察署長を除いた第三者の専門家で構成する。その際，校長会長が該当校であった場合は，その代理を校長会副会長とする。また、県教育委員会が紹介した外部調査委員を加えることもできる。
⑥　大竹市いじめ問題調査委員会は、調査にあたり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景はどうであったか、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを、明確かつ適切に調査し、市教育委員会は、この調査組織に対して積極的に資料を提供する。
⑦　大竹市いじめ問題調査委員会は、調査後調査結果について直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長及び県教育委員会へ報告する。

（３）留意事項

①　市教育委員会及び学校は、調査の結果をふまえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。
②　児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査等、遺族の了解を得ながら実施し、情報の収集にあたる。
③　詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会及び学校は、調査の目的・調査組織等、調査の概要や調査結果の公表などについて、できる限り、遺族の了解のもとで行うものとする。
④　マスコミへの対応については、プライバシーを配慮した上で、正確な情報のみを発信し、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意しながら、市教育委員会で対応する。
⑤　調査の実施と並行して、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。その際、スクールカウンセラーや指導主事の配置を行う等、教育相談体制を整備する。

（４）再調査

①　市長は、当該報告に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。
②　再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告する。

７　検証の視点

「大竹市いじめ防止対策委員会」において、市教育委員会及び学校からのいじめの防止等に係わる報告をもとに取組を検証する。

（検証の視点）

①　いじめアンケートの結果
②　いじめの認知件数と態様
③　いじめの解決件数と具体的な対応
④　不登校児童生徒数
⑤　暴力行為の件数と態様　など